

令和6年度 所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金

募集要領

1 趣旨

市内の製造業者や農業者等の基盤強化と地域経済の活性化を図るため、市内事業者が連携し、新商品やサービスの開発及び新たな販路の開拓等を行う際に、その経費の一部を補助するものです。

2 補助対象者(申請できる方)

中小企業基本法に規定する中小企業者又は個人事業主であって、以下の要件を満たす方が対象です。

- (1) 法人にあつては、市内に本店の登記がされていること。
- (2) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 事業を引き続き1年以上営んでいること。
- (4) 外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (5) 連携事業でない場合にあつては、製造業又は農業を営んでいること。(農業を営んでいる者にあつては、地域資源を活用した加工品に係る事業を行うものであること。)
- (6) 連携事業の場合にあつては、その代表者(所沢商工会議所が取りまとめて展示商談会に出展する場合は、それぞれ事業者ごとに申請してください。)
- (7) 許認可等が必要な業種にあつては、許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- (8) 当補助金の受給回数(連携事業者としての受給も含む)が3年間のうち2回を超えていないこと。

3 連携事業について

連携事業とは、複数の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて事業の発展及び拡大を志向する事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 製造業又は農業を営む中小企業者(市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する者)が参加していること。
- (2) 事業に参加する事業者の2分の1以上が、市内に法人登記していること。
※個人事業主は所沢市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 2者以上が連携して行っている事業であり、連携事業者のいずれもが事業を引き続き1年以上営んでいること。
- (4) 本市に事務所を置く中小企業等共同組合法に基づき設立された事業共同組合及び企業協同組合にあつては、1つ以上の団体で事業を行っていること。
- (5) 連携事業者としての補助金受給回数が、原則として3年間のうち2回を超えないこと。

※1 物資の購入、業務委託のみを行う連携事業は対象となりません。

- ※2 補助金申請企業の社員を個人事業者として連携事業者とすることはできません。
- ※3 株式の半分以上を所有する親会社と子会社や、グループ構成企業内の役員の半数以上が兼務している事業者は同一の事業者として扱います。
- ※4 以下の項目に該当する場合は補助対象事業としません。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業である事業又は当該事業を営む者と連携して行う連携事業
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条第2号の暴力団に関係する者が行なう事業又は当該暴力団に関係する者と連携して行う連携事業
 - ウ 市税の滞納をしている事業者及びその代表者が行なう事業又は当該事業者及びその代表者と連携して行う連携事業

4 地域資源について

この補助金における地域資源とは、以下の要件のいずれかを満たすものをいいます。

- (1) 市内で生産された農産物であって、中小企業者が行う事業活動に活用されることにより、本補助金の趣旨に合致すると市長が認めたもの。
- (2) その他この補助金の目的の達成に資するものとして市長が特に認めたもの。

5 補助対象事業(経費・補助率等)

(1) 産業財産権取得事業(別表第1)

補助要件	補助対象経費	補助率及び限度額
事業者が開発した産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の出願に係る費用であること。	1 出願手数料 2 弁理士報酬 3 事前調査費	補助率: 補助対象経費の1/2以内 限度額: 30万円

※ 特許出願時に補助を受けずに審査請求を行ったときは、審査請求までに係る費用を補助対象経費とすることができます。

(2) 販路開拓事業(別表第2)

補助要件	補助対象経費	補助率及び限度額
事業者が連携して行う新規取引先の開拓や新サービスの試行に係る計画的な宣伝等の費用 連携事業	1 ホームページ作成費用 2 試行的な販売や実演販売に係る広告費・会場借料・人材派遣費用 3 市場調査に係る調査委託料・試作品作成費用等 4 宣伝素材の外国語への翻訳に係る費用 5 外国企業との交渉のための翻訳・通訳に係る費用 6 取引に必要な規格認証の取得に係る調査委託費又は申請手数料	補助率:補助対象経費の1/2以内 限度額:30万円
事業者が新規に開拓した取引先の需要に応えるための設備等の改修等に係る費用	7 新規の取引に応じるための設備の改修、更新、新設を行うための費用 8 7に伴う店舗、工場等の増改築費用及び市内への移転費用	補助率:補助対象経費の1/2以内 限度額:100万円 ●補助計画に関連性があり、かつ申請時点で有効な期間内の経営革新計画承認書を有する事業者
事業者が合同で展示商談会(※)へ出展するための費用 連携事業	9 小間料 10 装飾に係る材料費及び委託費 11 展示品等の運搬費 12 外国語資料作成費 13 通訳の派遣に係る費用	補助率:補助対象経費の1/2以内 限度額:10万円 ●所沢商工会議所がとりまとめて展示商談会に出展する場合は、1者ごとに10万円を限度とします。 ●海外で開催される展示商談会は50万円を限度とします。

※ 展示商談会については、小間数が100以下のもの、又はその場で小売することを主目的としたものは補助の対象となりません。

(3) 新たな製品・技術・サービスの開発事業(別表第3)

補助要件	補助対象経費	補助率及び限度額
事業者が行う新製品等の開発等に係る費用	1 大学等の研究機関への研究委託費 2 試作品の作成に必要な材料費 3 試作品の作成委託費 4 試作品の試験に係る費用 5 試作品及び製品の作成のための設備の改修、更新又は新設を行うための費用 6 この事業に伴い開発されたコンピュータプログラムの著作権登録費用	補助率:補助対象経費の1/2以内 限度額:30万円 ●対象経費5を含む場合には、限度額を100万円とします。 ●補助計画に関連性があり、かつ申請時点で有効な期間内の経営革新計画承認書を有する事業者が、対象経費5を含む場合には、限度額を150万円とします。

(4) 人材育成事業(別表第4)

補助要件	補助対象経費	補助率及び限度額
経営を担う人材(※1)がグループで行う事業展開に係る研究会等(※2)に係る費用 連携事業	1 講師謝礼 2 会場借料 3 教材費	補助率:補助対象経費の1/2以内 限度額:30万円

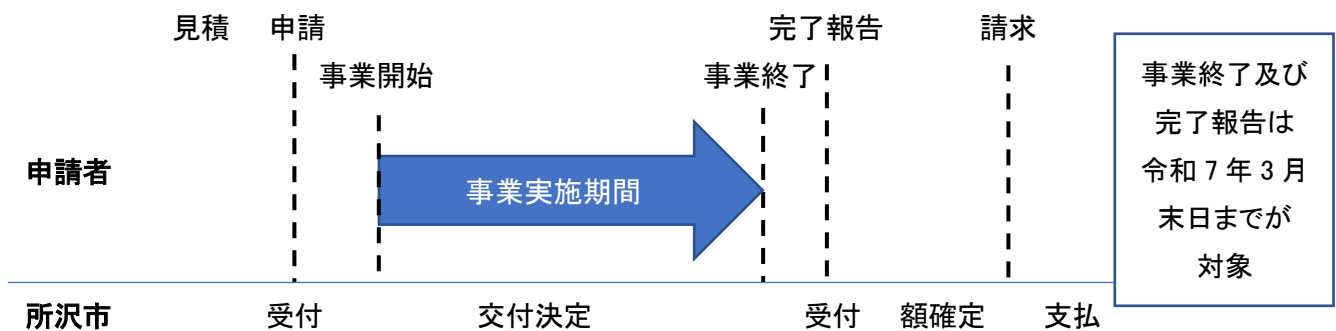
※1 「経営を担う人材」とは、経営者又は経営者が指名した幹部社員である者としてします。

※2 「研究会等」とは、研究等の目的及び成果が明確であり、参加者の懇親を目的とするものではないものを対象とします。

【注意事項】

- ※ 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- ※ 経費は税抜きを補助対象額とします。
- ※ 補助対象となる事業は、補助金の申請日以降に実施し、令和7年3月末日までに支出を含めて終了し、かつ、市への実績報告がなされるものが対象となります。事業は複数年度に及ぶ場合でも、補助金の申請をすることができるのは上記の期間に限定されます
- ※ 補助対象事業が国又は埼玉県の定める補助金交付要綱等の適用を受け、当該要綱等に基づき市を通じて交付されるときは、その補助金の額をこの補助制度の規定により算出した補助金の額に併せて交付します。この場合、補助金の額が補助対象経費の総額を超えるときは、その超える額について減額して交付します。
- ※ 複数の補助対象事業をまとめて申請することができます。(補助対象事業ごとに補助額を算定してください。)

6 流れ



この補助金は、申請後、交付決定前に補助対象事業を開始できます。ただし、申請前に事業を開始した場合はこの補助金の対象外となります。

なお、交付決定前に事業を開始し、最終的に交付決定とならなかった場合は、事業費負担は自己負担となります。

この補助金の交付決定後は、補助対象事業が終了したら、完了報告が必要です。市が補助金額を確定したら、確定金額を元に請求をしてください。

7 審査

主に経済波及性、事業発展性、財務健全性、実現可能性を基準に審査を行い、補助対象事業の選定を行いません。

また、環境への配慮、DX 推進、経営革新、若者雇用促進、事業継続(※)に取り組んでいる事業者に加点を行いません。

なお、過去3年間に、当補助金の交付決定を受けている場合は、減点を行います。

※ 加点の対象となる事業者は以下のとおりです。(最大5項目の加点)

- (1) 環境への配慮…埼玉県省エネ診断または環境省省エネ最適化診断をした事業者、埼玉県エコアップ認証事業者、所沢市スマートハウス化推進補助金(事業者向け)等を受けた事業者、契約している電力会社の電力プランが再生可能エネルギー比率 50%以上の事業者
- (2) DX 推進…DX 推進指標の自己診断を実施し診断結果を提出した事業者、DX 認定制度認定事業者、埼玉県 DX 推進支援ネットワークの総合無料相談(DXコンシェルジュの相談利用)等を利用した事業者、中小企業基盤整備機構の生産工程スマート化診断または IT 経営簡易診断の支援を受けた事業者
- (3) 経営革新…補助計画内容に関連性のある、埼玉県経営革新計画の承認を受け、計画が有効な期間にある事業者
- (4) 若者雇用促進…若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド(以下、とこジョブ)に掲載されている事業者
- (5) 事業継続…事業継続力強化計画の認定を取得し、当該計画の実施期間内である事業者または事業継続計画をしている事業者

8 申込み方法

(1) 提出書類

	別表 1	別表 2	別表 3	別表 4
①所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金交付申請書(様式第1号) (ホームページにてダウンロード可)	○	○	○	○
②事業計画書(資金収支を含む。) (様式例ア) (ホームページにてダウンロード可)	○	○	○	○
③連携する事業者の名簿※1 (様式例イ) (ホームページにてダウンロード可)	×	△※2	×	○
④見積書(補助対象経費の算定根拠となる書類)	○	○	○	○
⑤カタログ(仕様書)	×	△※3	△※3	○※3
⑥配置図・設計図	×	△※4	△※4	×
⑦申請者の履歴事項全部証明書の写し (個人事業主の場合、住民票及び開業届の写し)	○	○	○	○
⑧連携事業者(市内事業者)の履歴事項全部証明書の写し(個人事業主の場合、住民票及び開業届の写し)	×	△※2	×	○
⑨最近2年度分の決算書の写し(個人事業主の場合は確定申告書一式の写し)	○	○	○	○
⑩個人情報に関する同意書(市税滞納の確認用) (申請者及び連携事業者、市内事業者のみ)	○	○	○	○
⑪許認可が必要な業種にあっては許認可証の写し (申請者及び連携事業者)	○	○	○	○
⑫会社案内(申請者及び連携事業者)	○	○	○	○
⑬口座振替依頼書(申請者) (ホームページにてダウンロード可)	○	○	○	○
⑭事業計画に関連性があり、かつ申請時点で有効な期間内の経営革新計画承認書等(申請者又は連携事業者)	×	○	○	×
⑮加点対象となる制度の利用を証する書類の写し※5 (1) 環境への配慮…診断結果、認証または補助を受けたことが分かる書類 (2) DX 推進…診断結果、認定・相談・支援を受けたことが分かる書類※6 (3) 経営革新…事業計画に関連性があり、かつ申請時点で有効な期間内の経営革新計画承認書等 (4) 若者雇用促進…とこジョブの掲載ページ (5) 事業継続…実施期間内の事業継続力強化計画及び認定書または事業継続計画	○	○	○	○

※1 事業共同組合及び企業協同組合による申請の場合、組合員名簿を提出してください。

※2 設備の改修、設置等を行なう場合は不要となります。

- ※3 設備の改修・設置等を行う場合は仕様書、展示商談会はパンフレット、人材育成事業は講師の資料、会場・教材のパンフレットを提出してください。
- ※4 設備の改修・設置等を行う場合は提出してください。
- ※5 審査における加点を受けたい方は、加点項目につき(1)から(5)までそれぞれ書類を提出してください。診断結果が間に合わない場合は申込みが分かる書類を提出してください。
- ※6 電力再生可能エネルギー比率は電力会社ホームページの電源構成が公表されているページまたは「再エネ率〇%プラン」など契約種別で分かる場合もあります。詳しくはご契約中の電力会社へご確認ください。

(2) 募集期間

1次募集: 令和6年4月1日(月)～令和6年7月1日(月)

2次募集: 令和6年7月2日(火)～令和6年9月2日(月)

3次募集: 令和6年9月3日(火)～令和7年2月28日(金)

※1次募集期間で予算額に達しなかった場合、2次募集を実施します。

※2次募集期間で予算額に達しなかった場合、3次募集を実施します。

※3次募集期間は、予算がなくなり次第、受付を終了します。

必要書類一式を産業振興課(所沢市役所別館)へ直接お持ちください

9 補助金の支払い

補助金は精算払いとなります。

補助対象事業の終了後、領収書などの経費支出の証拠となる書類を添付した実績報告書を提出し、市が確認した上で補助金額確定通知書を交付します。申請者が確定額に基づき補助金の請求を行い、市が補助金を交付します。

10 補助対象者の責務

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事前に市の承認を得てください(補助区分の変更はできません)。
- (2) 交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、「所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金交付事業中止届出書(様式第3号)」を提出してください。
- (3) 補助決定者又は交付事業が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金の返還を命ずることもあります。
 - ア 補助対象者・補助対象事業の要件に該当しなくなったとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - エ 補助対象事業が令和7年3月末日までに完了しないとき。
 - オ 交付事業を中止したとき。
 - カ 提出書類等に虚偽があったとき。

- (4) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。
- (5) 補助対象事業に係る書類及び帳簿等は、当該補助対象事業の完了する日の属する年度から5年間保存してください。
- (6) 翌年度以降、市からの求めに応じて、補助事業の成果等について報告をしていただく場合があります。また、補助事業の実施状況について、市が現地調査を実施することがあります。
- (7) 機械・設備の購入に係る補助金を交付する場合は、財産処分に関する条件を付す場合がありますので、これを遵守するようにしてください。

11 事業継続力強化計画及び事業継続計画について

この補助金を受けた事業者は、事業継続力強化計画または事業継続計画の策定に取り組むようにお願いします。取組みにあたっては、関連セミナーの受講、埼玉県産業振興公社の無料相談、中小企業基盤整備機構の専門家無料派遣等をご活用ください。

計画の認定を受けることで、税制優遇など経済的なメリットがあるほか、国からの認定マークを活用することで、会社の信頼度が向上するメリットもあります。

事業継続計画(BCP)とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。【中小企業庁ホームページ抜粋】

12 融資制度を併用した場合の利子補給率の上乗せ

所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金の交付を受けた事業者が、その補助を受けた事業のために所沢市中小企業融資制度における設備資金の融資を受けた場合は、利子補給率を10%上乗せし、利子額の40%を限度として、予算の範囲内で交付します。

13 留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

14 問合せ先

所沢市 産業経済部 産業振興課

TEL: 04-2998-9157 FAX: 04-2998-9162

Eメール: a9157@city.tokorozawa.lg.jp